

平成 27 年霞台厚生施設組合議会

第 2 回定例会会議録

平成 27 年 10 月 22 日（木曜日）午前 10 時 00 分開会

議事日程

平成 27 年 10 月 22 日午前 10 時 00 分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議案第 9 号及び議案第 10 号

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議案第 9 号及び議案第 10 号

出席議員 16 名

1 番 櫻井 茂 君	9 番 大槻勝男 君
2 番 中根要樹 君	10 番 笹目雄一 君
3 番 川村成二 君	12 番 澤 秀雄 君
4 君 高安能久 君	13 番 山本 進 君
5 番 小松豊正 君	14 番 田村昌男 君
6 番 萩原 茂 君	15 番 矢口龍人 君
7 番 岡崎 勉 君	16 番 佐藤 勇 君
8 番 田家勇作 君	17 番 櫻井信幸 君

欠席議員 1 名

11 番 加固豊治 君

法第 1 2 1 条により出席した者

管理者 今泉文彦 君
副管理者 島田穰一 君
副管理者 坪井 透 君
副管理者 小林宣夫 君
会計管理者 下河邊 卓美 君

事務局長 笹目 崇 君
次長兼総務課長 佐藤博之 君
業務課長 比気 静 君
建設計画課長 織田俊彦 君
同課長補佐 栗山英範 君

職務のため出席した者

係長 坂本康一 君
主事 落合和也 君

主任 鈴木利広 君
主幹 竹内聡史 君

平成 27 年 10 月 22 日（木曜日）

午前 10 時 00 分開会

○議長（山本進君） ただいまの出席議員数は 16 名です。

定足数に達しておりますので、これより平成 27 年霞台厚生施設組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

霞台厚生施設組合監査委員から、平成 27 年度の定期監査報告書が提出されてますので、ご報告申し上げます。なお、報告書は事務局に保管してありますので、ご覧おき願います。

次に、地方自治法第 1 2 1 条の規定により議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管理者・今泉君。 副管理者・島田君。 副管理者・坪井君。 副管理者・小林君。
会計管理者・下河邊君。 事務局長・笹目君。 次長兼総務課長・佐藤君。
業務課長・比気君。 建設計画課長・織田君。 建設計画課長補佐・栗山君。
以上であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりでございます。

（日程第 1・会期の決定）

○議長（山本進君） 日程第 1，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第2・会議録署名議員指名）

○議長（山本進君） 日程第2・会議録の署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

4番・高安能久君。

5番・小松豊正君。

の両名を指名いたします。

（日程第3・議案第9号及び議案第10号）

○議長（山本進君） 日程第3，議案第9号及び第10号を議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 本日、ここに提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第9号・平成27年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）について。

本案は、ごみ処理の広域化事業を進めるうえで、常時、広範囲に情報を発信し、またはより多くの住民の皆様のご意見等を吸い上げる手段の一つとしてインターネットを活用する必要性から、昨今では一般的となっておりますホームページを作成し、管理するためのソフトウェアとライセンス購入の予算を補正するものです。

次に、議案第10号・平成26年度・霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

本決算につきましては、過日監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をいただくべく本日提案いたしましたのでございます。

平成26年度歳入歳出決算の総額は、歳入総額6億2,872万7,724円、歳出総額5億9,334万3,878円で、差引き3,538万3,846円となっております。

なお、平成26年度決算の詳細につきましては、提出いたしました文書のとおりでございますのでよろしくお願い申し上げます。

以上が、提案いたしました議案の説明でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（山本進君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、監査委員から平成26年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算について、審査の経過並びに結果の報告を求めます。

監査委員・萩原君。

○監査委員（萩原茂君） 平成26年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定める書類について審査を実施したので、監査委員を代表してご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成27年7月24日、管理者から審査に付されました平成26年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、

実質収支に関する調書、財産に関する調書について審査をいたした次第でございます。

審査に当っては、関係諸帳簿並びに証拠書類等により照合を行うとともに、計数の正確性、支出の適法性、予算の執行状況等について関係職員の説明を求めながら総括的に執行いたしました。

その結果、審査に付された決算書類等はいずれも関係法令の規定に従い適正に調製されており、計数は正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要について申し上げます。

平成 26 年度本組合一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額 6 億 2,872 万 7,724 円（前年度比 2.3%増）、歳出総額 5 億 9,334 万 3,878 円（前年度比 3.3%増）となりました。

この結果、平成 26 年度の実質収支額は 3,538 万 3,846 円の黒字となり、前年度繰越金を除いた単年度収支額は、503 万 2,019 円の赤字となっております。

また、財政調整基金の預金利子 4 万 2,500 円を加えた実質単年度収支額は、498 万 9,519 円の赤字となっております。

平成 26 年度歳入歳出決算に関する審査の結果、予算の執行状況について決算書のとおり計数は正確に処理されております。

次に、会計事務の状況について意見を申し上げます。

組合が、福祉センター使用料及び環境センター手数料を現金で徴収する際に必要となる「つり銭」と指定金融機関への納付時期について確認をいたしました。

その結果、現行は前日に徴収した現金をつり銭に当てているため、指定金融機関への納付が数日遅れることが常態化しております。

この方法で収納を行っている自治体も事例としてはありますが、今後は管理市である石岡市の例により、年度毎に「つり銭」を公金で準備し支出することで、現金収納の適正化を図るよう提言いたします。

次に、資源回収による有価物の売却状況について申し上げます。

鉄類や非鉄類を中心に、再生資源の流通価格が安定している状況と入札の効果もあって、これら有価物の売却収入が良好に推移している状況を評価して、今後とも継続できるよう引き続き努力していただきたいと思っております。

本組合の既存施設は、年数の経過とともに老朽化も顕著になってきております。

一方、ごみ処理の広域化の協議が整い、現行の「石岡市」と「小美玉市」に加え「かすみがうら市」と「茨城町」を加えた 3 市 1 町による広域処理施設の整備計画が、本組合の中に建設部門を組織し平成 27 年度から始まったところです。

広域処理施設の建設が早期に進むことは言うまでもありませんが、供用開始までの間には未だ数年を要するため、既存施設の維持管理には万全を期していただくとともに、福祉センターの存続の有無についても協議を急ぐ必要があると思っております。

そして、新たに計画する施設においては、発電設備を併設し熱の有効活用と子育て支援に資するような方策を将来的に検討していただきたい。

さらに、環境センター周辺の道路状況を考えれば、本施設の建設に先立ち道路の敷設や拡幅等の整備を急ぐ必要性についても言及し、審査の結びとします。

以上をもって、平成 26 年度の霞台厚生施設組合決算審査の報告といたします。

（一般質問）

○議長（山本進君） 以上で報告は終わりました。

次に、組合の所掌事務に関する一般質問を行います。

質問は、通告の順にこれを許します。

あらかじめ申し上げます。質問は一括方式で行い、質問回数は2回、質問時間は概ね一人30分以内といたしたいと思えます。

1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） それでは一般質問をさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

質問の1点目です。新たな一般廃棄物処理施設整備基本計画の着実な整備進捗に向けた取組みと広域化のメリットについてお伺いいたします。

今般、茨城町、小美玉市、石岡市、かすみがうら市の3市1町の各議会は、様々な議論の末に、強靱なごみ処理体制の確立と広域化による住民負担の軽減等のメリットを考え、それぞれの議会において自由な意志判断の元、3市1町による霞台厚生施設組合への参加を議決し、新たな一般廃棄物処理施設の整備を進めているところでございます。

これにより平成34年度の稼働を目指した「一般廃棄物処理施設整備基本構想」の策定が進むなか、先ごろ全員協議会において、この中間報告を受けたところでもございます。

老朽化、あるいは耐用年数を迎える焼却施設の考え方として、他のごみ処理施設では、新たな施設整備ではなく長寿命化対策を選択しているところもござります。ここにきて、今現在稼働しているごみ処理施設をそれぞれに長寿命化したほうがいいのではないかとのご意見もあるようですが、それならば3市1町による組合構成は鼻から必要なく、賛成あるいは反対の意見も含めて慎重審議の末の結論として、議決という議会として最も重い意思決定を3市1町の各議会で行い、霞台厚生施設組合の再編成を選択しているわけですので、この点は組合としてもしっかりと受け止めていただきたいと思います。

なぜならば、霞台厚生施設組合が3市1町による組合再編成を、3市1町に要求したわけではなく、決めたのは構成市町の議会である以上、組合が行うべきは新たな一般廃棄物処理施設整備案の着実な整備進捗に向けた取組みであることは、地方自治法上も明白であることは皆様ご存じのことと思えます。

ごみ処理は、ライフラインに匹敵する重要な案件であり、その安定処理は地方自治体の義務です。

先に発生した東日本大震災時も日をおかずしっかりとごみ処理が行われており、今後も長期的な視点でコストをしっかりと把握したうえで、ごみ処理施設を安定稼働させるための組織と施設の基盤強化を図ることが求められております。

3市1町においては、市町村合併の名残もあり、複数の処理組合、施設を稼働させている自治体もあり、コスト面やゴミの分別方法の違いなど、合理的とは言えない部分も残っております。

地方自治法第2条第14項には、「住民福祉の増進に努めるほか、最少の経費で最大の効果を挙げる」このことが、自治体の責務として掲げられております。各地域の実情や地域住民の意識の違いなど、克服すべき課題が数多くあるものと思えますが、私たちの衛生的で文化的な生活を守る上で、ゴミ処理システムの強靱化と、より一層のコスト削減が大いに期待できる広域化は避けては通れません。

これらを踏まえて、新たな一般廃棄物処理施設整備計画案の着実な進捗を図るため、ど

のような準備等をこれまで行ってきたのか、さらには、今後どのような取り組みを展開するのか、お伺いいたします。

質問の2項目目です。

3市1町におけるゴミの分別収集方法の統一と減量化の見込みについてお伺いいたします。新たな一般廃棄物処理施設が、平成34年度の稼働を目指していることが基本構想の中間報告で示されております。あと7年という期間の中で、ゴミ処理広域化における課題として、ゴミの分別区分や排出ルールの統一が必要であると思います。

3市1町のゴミ処理担当職員と組合で十分にすりあわせを進めることで、組合として収集運搬されてくる一般廃棄物の受け入れ態勢を整備し、処理経費の軽減が見込める手法を早期に確立し、3市1町は地域住民にゴミの分別区分や排出ルールの説明し協力してもらうことが求められております。

これにより3市1町は、負担金の軽減に繋がる排出ごみの減量化が進むものと考えております。

本来、組合は3市1町でそれぞれに定められている一般廃棄物処理基本計画に基づき、ゴミの処理を依頼されているわけですので、このゴミ処理依頼に誠実に応じる上で、その処理に要する費用として3市1町に負担金を求めております。3市1町の地域事情やゴミに対する認識の違いなどもある中、組合側がその違いに柔軟に対応することは、ある意味でコストが増えることにもなりかねません。

そうかといって、この議会で管理者及び副管理者に、首長として3市1町のゴミ処理の対応を個別に伺うことは、議会運営上のルールとして、他の自治体、組合の事務については質問できない、答弁できないという縛りがあるので、できないことは皆様ご存じのとおりです。

そうしたことから、組合としてゴミを排出する3市1町に対して、ゴミの分別区分や排出ルール、ごみの減量化について、あくまでも希望ではありますが、どのような取り組みを市町に対して希望するのか。これによりどのような形で減量化が見込まれ負担金が軽減されていくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

質問の3点目です。

地域住民への広報についてお伺いいたします。

3市1町における広域ゴミ処理及び一般廃棄物処理施設整備計画については、先ほども申し上げたように3市1町の各議会で議論された末に組合再編、加入を受け入れ、議決したことによってその方向性は決定しております。

そういった意味からいえば、組合再編による広域ゴミ処理の必要性と新たな一般廃棄物処理施設整備の考え方は、3市1町それぞれの自治体内で首長の責任において地域住民に対して行われるべきものと考えております。

組合として行うべきは、広域化によるコスト削減の考え方や新たに整備するゴミ処理施設の想定される施設概要であり、こうした情報を知りたいと思う人が、いつでも自分の意思で情報を確認できる仕組みづくり、あるいは広報展開が必要であろうと思います。

かつては迷惑施設として、臭いや汚れに神経を使ったことと思いますが、新たな一般廃棄物処理施設整備の必要性をより広い地域の方々にご理解していただき、必要欠くべからざる施設としての位置づけ、これを認識していただくための広報活動について、どのような展開をされていくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） おはようございます。建設計画課の織田と申します。

よろしくお願い致します。

ただ今、櫻井議員からご質問のあった「新たな一般廃棄物処理施設の着実な整備進捗に向けた取組みと広域化のメリット」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘の通り、ごみ処理システムは水道、電気、ガス等と同様に住民生活には欠かせない生活基盤であると考えております。

また、当組合は、構成市町が霞台厚生施設組合にて広域化に係る計画策定や調整、建設を進めるよう3市1町議会の議決を経て、設立されております。

管内におけるごみ処理は市町村合併前の市町村単位で組合が設立されていたこともあり、3組合3施設が運転されています。早く集約化することが、強靱かつ合理的なごみ処理体制が整うほか、毎年発生する維持管理経費等の削減も15年換算で90億以上の効果が期待でき、住民負担の軽減にもつながると期待しております。

計画案の着実な進捗を図るためには、国の交付金活用等も視野に入れていることから、関係機関等との調整が重要となります。今後発生する各種作業の整理、国・県等との情報交換、さらには議会、住民の方々との協議を進めながら、施設の供用開始年を見据えて調整してまいりたいと考えております。

続きまして、「3市1町におけるゴミの分別収集の統一と減量化による負担金の軽減」について、ご答弁申し上げます。

ごみの分別収集につきましては、ごみの種類に応じた収集用のスペースを設ける必要がございます。また、減量化につきましては、ごみの量が焼却炉の規模や、建設費や維持管理経費に影響致します。

分別方法等は、最終的に構成市町内の判断になりますが、組合としましては、先進事例等を例示しながら、各市町が可能な限りごみ分別方法等について統一が図られるよう促し、施設管理体制の充実や経費削減等に寄与できればと考えております。

続きまして、三つ目の質問「地域住民への広報」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘の通り、住民の方々に対する広報活動は非常に重要と認識しております。

これまで、3市1町議会に対する説明や広報による案内、さらには講演会や地元住民に対する説明会の開催などを実施してきたほか、構成市町の住民説明会を11月上旬に実施する予定でございます。

また、従来から行っている広報記事に加えて、新たにホームページ等を作成し、住民の皆様には様々な情報をお知らせしていく予定でございます。今後とも最新の情報をわかりやすく住民の皆様にお知らせし、ご理解いただくための努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） はい。答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

今回の計画案の着実な進捗と建設費用軽減に向けまして、国の交付金を上手に活用していただきたいと思っております。また、新たな一般廃棄物処理施設整備が、地域全体の利益にどのように貢献できるのかを分かりやすく説明いただく工夫、これをもう少し頑張っていたいただきたいと思っております。

今回、一般質問を行うにあたりまして、霞台厚生施設組合のゴミ処理形態が他のゴミ処理組合に比べまして優位性があると思われる事案に気がついたところでございます。

これにつきましては、ゴミを焼却処理する中で排出される焼却灰、不燃残渣の処理を、霞台厚生施設組合は民間会社と協定を結びまして熔融処理し、全量をリサイクルしているという点です。他の処理組合の多くは、排出される焼却灰、不燃残渣等につきましては、最終処分場で埋め立て処理しているケースが多いかと思えますけれども、霞台は最終処分場に埋め立てをしておらず、全量リサイクルを行うことで、地球環境にやさしいゴミ処理組合ということが分かったところでございます。

これにつきましては、県西にお住まいの方のホームページで確認をさせていただいたところでございます。

こうした点を踏まえまして、霞台厚生施設組合が、より進んだ熔融処理の期待できます新たな一般廃棄物処理施設整備を3市1町で行うメリットとして、積極的に強調していくべきではないかと考えております。

いずれにしましても、7年かけて施設整備計画を進める長期計画になります。日々老朽化する焼却施設は、建設当時の公称処理能力から性能が落ちておりますので、ライフラインともいえる施設の維持管理、こちらをしっかりと行っていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、先ほど監査委員さんからご指摘があった部分でもあろうかと思えます。

そして、ゴミ処理広域化における課題の整理をしっかりと行うために、私ども議会に対しましても説明責任をしっかりと果たしていただきたいと思えます。また、地域住民の方々への説明責任を果たしていただくことはもちろん、計画案のとおり施設整備が進むよう、強い決意を持って臨んでいただきたいと考えております。

この点につきまして、管理者の考えをお伺いいたしまして一般質問を終わります。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） ごみ処理に関しまして、答弁申し上げます。

先ほど課長が申し上げましたとおり、ごみ処理システムについては、水、電気、それらと同じく住民にとってライフライン同様の重要な位置づけであります。

これを、安全かつ安定的に処理できる体制を整えることが地方公共団体の責務であるというふうに考えております。

また、施設建設、あるいは将来の運用方法等については、最小の経費で最大の効果が現れるよう方策を取り入れてまいりたいと考えております。

最後に、議会議員の皆様や地域住民の皆様と協議を進めながら新しい施設が稼働できるよう鋭意努力してまいりたいと思っております。

○議長（山本進君） 次の質問に移ります。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番、日本共産党の小松豊正でございます。

質問に入る前に、この霞台厚生施設組合は、本当に重要な案件を審議する議会でございます。私は、何度も事務局に時間の制限はあるのかと聞いたところ、制限はありませんということで、私は長い文書を用意してきましたところ、議長が突然として30分と時間を制限したのは、非常に不公正であり抗議いたします。

それからもう一つは、私の前の議員が、この自由闊達な議論の場で、予め議論の枠を抑えるための発言をしたことに対して、私は納得できません。抗議いたします。

次に、通告に従って一般質問をいたします。

私の質問は3項目あります。それぞれ2回質問して次の項目へ移りますので、ご答弁よろしくお願い致します。

まず、第1項目です。ごみ問題についての基本認識と広域化・大型化についての議論についてであります。

人間が生きていくうえで、ゴミの発生は避けて通ることはできません。これまで人間は循環型でゴミの解決を図って来ましたが、昨今は大量生産、大量消費、大量廃棄でゴミが大量に発生し自然環境を破壊してまいりました。ゴミ問題は、広域的に集め大型焼却炉で燃やせば解決するものではありません。ゴミ問題は、出たゴミをどう処理するのだという考え方では解決できないと思います。私は、ゴミ問題の解決方法は、いかにゴミを出さないようにするかであり、そのために、いかに住民自身が自発的にゴミの減量化に取り組むのか。このような街づくりに取り組む社会のしくみをいかに造っていくか。ここにあると考えております。

そこで、(1)ごみ問題を考えるうえで一番大事なことをどのようにお考えなのか。管理者と副管理者全員にそれぞれお伺いします。

(2)3市1町で広域化・大型化について、これまでどのように議論されてきたのか。この基本問題についてであります。私は、今回質問するに当たり、議事録を見てまいりましたがけれども、(石岡市)執行部は、今年の3月議会に突然として4月から霞台厚生施設組合を3市1町で構成するとの規約変更議案を出しました。

私は、なぜ広域化するか議論がなされず、市民にも全く知らされていない中で、拙速に決めるべきではないと反対討論を行いました。

市民への報告は、それまで全くされておりません。石岡市では、市報で簡単なA4版1枚のお知らせがあったのが5月1日です。それまで、市議会の当該委員会には、例えば2014年8月26日の石岡市環境経済委員会で担当のほうから報告はありましたが、議論はほとんどありませんでした。いったい3市1町の執行部、議会、市民の間で、広域化についてどれだけの議論が行われてきたのか。行われてこなかったのか。

これも、管理者と副管理者の全員に、それぞれの認識についてお伺いいたします。

特にお聞きしたいのは、3市1町の住民に配られたA4の紙ですね。この中に、管内3施設の一覧表がありますが、それぞれの施設毎に老朽化の調査、何年まで持つのか。

改修工事をした場合どれだけ費用が掛かり、どこまで延命化できるのかを検討したのか検討しなかったのか。

一般的な焼却施設の耐用年数が、25年前後だという説明には納得ができないわけですよ。この表にありますように、施設によって差も大きいわけです。広域化で行くのか、分散型で行くかの検討をしたのか。住民からの質問は、ここに集中しております。

はっきりお答え下さい。以上が、1回目の第1項目についての質問です。

○議長(山本進君) 管理者・今泉君。

○管理者(今泉文彦君) まず、第1点目のゴミ問題を考える上で管理者として一番大事なことは、どのようなことを考えているかということでもありますけれども、嘗て中国の諺に「水を治めるものは国を治める」という諺がございました。

現在、日本においては「ゴミを収めるものは国を治める。」それに等しいような言葉が考えられますが、ゴミ問題を考える上で一番大切なことは、一つは“環境”の問題がございます。そして“効率”，さらには“経済的”であること。そういった3Kが一つのキーワードになるかと思えます。

環境を考えていくうえで欠かせないことは、ゴミの減量化，3Rといったものだと思っておりますけれども、地域の住民とともに、その3Rを進めていく体制をつくる、そのようなことが大切なことだと考えております。

○議長（山本進君） 副管理者・島田君。

○副管理者（島田穰一君） 副管理者の島田でございます。ただいまのご質問に答弁申し上げます。今日まで、ゴミの広域化の問題については、正副管理者でしっかり議論をしてきたわけであります。

ただいま、管理者から答弁がございましたけれども、私も同じような認識のもとに、共に力を合せて進めて行きたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本進君） 副管理者・坪井君。

○副管理者（坪井透君） 副管理者の坪井でございます。ただいま、小松議員のほうから広域化の協議などについてご質問をいただきました。

先ほど、今泉管理者、それから島田副管理者からお話がありましたとおり、私も基本的には同じでございます。

ゴミ処理については、1日も欠かすことのできないライフラインに等しいものの一つでございますので、より安い経費でより安心した形で将来まで処理をしていくこと、それが行政の責任だと思っております。

○議長（山本進君） 副管理者・小林君。

○副管理者（小林宣夫君） 副管理者の小林でございます。ご答弁申し上げます。

先ほど、小松議員からありましたように、我々が高度な文明生活を営むうえでゴミが出ないわけにはいかない。したがって、そのゴミをしっかりと処理をして快適な生活環境を整えることが我々の使命ですから、当然ながらこのごみ処理施設については、しっかりと整備をしていかなければならないと思っております。

特に、当町は小さな町でありまして、今までも小美玉市と共同の処理をしまいましたが、国の交付基準に照らすと我々単独でできませんので広域化をせざるを得ない。そしてまた、我々の施設の場合には寿命が来ているということでもありますから、早期に整備を進めたいということで、今日まで管理者、副管理者ともども十分に検討してきたつもりでございます。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 2点目の3市1町で広域化，大型化について、どのような議論がなされてきたかという協議経過等についてご答弁申し上げます。

ごみ処理に関しましては、これまで単独ではなく共同処理のほうで構成市町村間で経費を按分することにより負担軽減が図れるなどのメリットから、一部事務組合方式による共同処理を実施してまいりました。現在稼働しております管内3組合3施設は、市町村合併前に建設されたこともあり、一つの自治体が複数の組合に加盟している状況であるほか、老朽化が進み複数の施設に対して更新並びに維持管理経費を今後も負担するよりも、集約

化して強靱なごみ処理体制を検討する必要がございました。

そのような中、国、県からのアドバイスもございまして、広域化に向け3市1町間での意見交換や議会に対する説明を行い、その経過については住民の代表でもある3市1町の議会に協議報告等を行いながら、平成27年それぞれの第1回定例会において広域化を検討する組合として議決をいただき今日に到っているという経緯でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問をいたします。

今、議会に対して色々と報告し提案したと言っていますが、これは全く事実認識が違いますよ。ほとんどの議員に聞いてみましても、全くよく分からなくて突然来たよ。

しかも、住民にとって見れば1回のA4の紙だけでしょ。それで理解しろというのは、全く理解できないのは当たり前じゃないですか。

その市民の今の認識の度合い、議員の度合いは違いますから、そこは私と共通だと思えます。それで、この問題に関して一つは、後でも議論しますけれども白雲荘の問題がありますね。この中間報告で白雲荘は失くすという方向で明確にしております。

毎年2万人がこれを利用し、37年間もこれまで来ている。こういうことについて、白雲荘は、いわゆる高齢者の大事な施設ですよ。これを失くすとは、どのように考えているんですか。市長というか管理者は。あるいは小美玉の市長は。

それから、茨城町の方は霞台に遠すぎる。水戸で一緒にやれないかとか、かすみがうらの市民からは、新治の施設を延命化できないかという意見が強いんですね。

このへんについては、検討したのか、検討しなかったのかお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本進君） 暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き再開いたします。

5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 白雲荘は、後で詳しくやります。

それから、現在の議会ですけれど、これは関係者皆さん集っているわけですよ。3市1町の責任を持つ組合の方がね。すべてやっぱりどのような状況にあるか重大なんですよ。

そのことは、どのような議論をされてここに到ったかというプロセスは、極めて大事なんですよ。これは、そのこのところを抜きにしては、正しくこの問題を議論できません。

そのことは表明しておきたいと思えます。

議長のご指摘もございましたので、次の項目に移ります。

次に、第2項目の基本構想の中間報告について、お伺いをいたします。

去る、今月2日の全員協議会において行われた、3市1町によるごみ焼却施設建設の基本構想の中間報告についてお伺いいたします。

1 この中間報告を出す前に組合はアンケート調査を実施していますが、私は公正さを欠き、市民の意識を広域化大型化路線に誘導するものになっているのではないかと思います。

す。

市民にとっては、5月に3市1町の広報誌でこの計画がA4紙1枚で住民に知らされただけで、7月に無作為で3千人が対象として抽出され、約9百人、回収率は約30%ということでした。

しかし、このアンケートは公正さを欠き、大きな問題があるのです。

第1にアンケート調査についての説明がどれに書いてあるのか。これは、中間報告を読めば誰でも気がつくことなんですけれども、「小規模な市町村が単独でやればお金が掛かる、困難だ」とか「(広域でやれば)経費が少なくなる」とか「25年で焼却施設は寿命が来る」とかという主旨の色々マイナスなことがいっぱい書いてあるんですよ。

それで、このようなアンケートをやるのに、住民の方々にA4の紙1枚でしかお知らせしていないのに、予め方向を決めておいてアンケートをやるというのは、こういうアンケートはやってはいけない。その典型例ですよ、これは。

正確な事実に基づいた情報を提供して、市民の意見を率直に聞くという態度が必要なのではないでしょうか。

第2に、市民は新設の施設について疑問を持っているのに、現有施設の長寿命化についても設問が一切ありませんね。全くこれは片手落ちの工事を前提とした設問です。

第3に、ごみの焼却処理施設から遠くなる地域には、「処理施設が遠くなることは不便だが、コストを削減できるなら仕方ない」というそういう選択肢に誘導して、恰も新設を承認したような回答を導き出している。

こういう三つの理由から霞台厚生施設組合が実施したアンケートは、意図的に間違っただけの情報によって市民の意思を建設容認に誘導したことは明らかであり、悪質であると断言せざるを得ません。

管理者は、この市民の疑念にどう答えますか。答弁を求めます。

第2項目の(2)ですが、広域化大型化の四つの理由についてお伺いいたします。

これは、ごみの減量化、3R。ご案内のように「Reduce(発生抑制)・Reuse(再利用)・Recycle(再生利用)」に反するものではないかと指摘するものです。

資料の1頁に広域処理の理由についていろいろ書いてあります。

要するに広域化する理由として、一つは現有施設の老朽化、二番目に現有施設の処理能力が低下していること、三番目に建設費・運営費を大幅に削減できること、四番目にこれまで以上に3Rが見込めることの四つを上げています。

そこでお伺いをいたします。第1に現有施設の老朽化でございますけれども、ごみ焼却施設の更新工事や長寿命化工事を行う場合に、現有施設の機能診断を行いましたか。健全度を判定したうえで更新した場合と長寿命化した場合を比較して経済的優位性を判断することがこの議論の大前提ですよ。

現有施設の審査判定もせずに老朽化の度合いを判断できるわけがありません。一体現有施設の調査判定は実施しているのか。実施したとしたら、どこに委託しましたか。

そして、どのような判断をしたのですか。

これまで、私たちにはこの判断が一切示されていないわけです。

これは、実務の問題ではなく判断の問題なのであって、管理者、副管理者にお伺いいたします。

第2に、現有施設の能力が過大であるという問題であります。3施設それぞれどれくら

い能力と実績に差があるのかお伺いたします。

そして、ごみの減量化が進み現有施設に余裕が生まれていることを歓迎すべきことであつて、焼却施設の更新の理由にはなりません。

寧ろ施設の負荷が減ることで延命化が促進されるため、ライフサイクルコストの削減に繋がるものであり、長寿命化すべきと思いますが、このことについてどう考えるか答弁を求めます。

第3に、建設費・運営費が削減されるということについてであります。

現有施設が使えるなら更新せず、このまま使い続けることが、最も経済的であることは自明のことです。

第4番目に、これまで以上に3Rが推進されることについて、発電施設を造ることによって3Rが推進されるというのは、これは大きな間違いですよ。

発電を維持するために、とにかく大量のゴミが必要になるわけで、ゴミの減量化、分別が妨げられることは、全国の例を見ても明らかです。

以上述べてきたように広域化・大型化の四つの理由は全て間違っており、これらの指摘について市民が納得する説明ができなければ、広域化・大型化はすべきではありません。

管理者はどのように考えているのか答弁を求めます。

(3) 基本構想の中間報告には、運転維持経費として、スケールメリットがあるとして「15年間で90億円以上コスト削減できる可能性がある」との記載があります。

これ1年間で6億円です。その算出根拠について説明を求めます。

そのうち人件費はどうか。説明を求めます。

(4) 県内、県外で長寿命化を実施している施設の例とそのための費用について資料提出と説明を求めます。

①政府は、広域化・大型化の方針を出すだけでなく、施設の延命化・長寿命化を提起しています。中間報告の解説にどう書いてあるのでしょうか。1頁の2段目にこのように書いてあります。「一方、全国のごみ焼却施設が、20～25年で建て替えが行われている事例が多いものの、建物自体は50年位使用できるため、施設の延命化を図ることも検討したほうが良いとの手引きもある。」という、これは「環境省：廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」にこのように書いてあるわけです。

これは、組合の文書にも、そのとおり書いてあるわけですね。

また、その下の段落には、「平成25年5月31日に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画…」のなかにこういうふうに書いてあります。「また、必要があればストックマネジメントの手法を活用し、施設の長寿命化・延命化を図るとしている。」とこういうふうに書いてあるんですね。

この長寿命化・延命化が、このように執行部の文書にも明確に書いてあるわけですから。

だけど、この長寿命化・延命化が、どのように検討されたのでしょうか。三つの施設毎に説明を求めます。

②県内・県外で長寿命化を実施している施設の例とそのための費用について資料の提出を求めます。私どもの調査では、改修した場合のトン当たりの単価が、場所によって大きく異なっているんですね。何故か。これは、やはり個別的に検討を求めているからだと思えます。この検討を3施設で個別に行ったのか、説明を求めます。

(5) メリット、デメリットについてお伺いします。

①経済性について試算した結果、とりわけ広域化によって現在の雇用、正職員、非正規職員、関連職員が何人いたのが何人に減りますか伺います。

これは、角度を変えればそれだけ雇用が減る。つまり、地域経済に大きなマイナスになることも含んでいるということになるわけでありませう。

例えば、広域化によって人件費が半分になったとしても、大型施設を造ってこれは職員だけではできないので、結局例えばプラントメーカー等に委託すると、人件費削減と対比して反って委託費の方が高く付くことにならないのかお伺いします。

他県では、分散型で分別・選別を人員採用で行い、雇用拡大し地域経済の活性化を図っている例があります。どのように考えますか。管理者、副管理者の見解を求めます。

②広域化することによって、住民が施設から遠方になることによって収集運搬費がどれくらい増えるのか。試算結果と計算式について説明を求めます。

③ごみを焼却することによって、高温で様々な化合物・有害物質が生まれます。どのような有害物質がどれだけ生まれますか。いかに見込んでいるのかお伺いいたします。

④ダイオキシン対策はどうするのか。二酸化炭素の発生量の対策はどうするのか。

水戸市の焼却施設で働いていた労働者の報告だと、そこで長い間働いていた人、そして周辺に住んでいる住民には、癌で亡くなる人の割合が多く、環境悪化が原因ではないかということでした。対策をどうしようと考えているのかお伺いします。

⑤資源面について。各施設で、現在実施している分別が、これは色々ですから。分別のやり方が色々ですから、これを一元化しないとメリットが生まれるどころか、逆に混乱が生じデメリットとなってしまうかもしれませんが、現在の三施設の分別はどうなっているのか。これは、どのように一元化していくのか、具体的な説明を求めます。

⑥技術面について、広域化するとどのように建築面積が増大するのかお伺いします。

⑦ごみの発電とごみの減量化は矛盾するのではないのでしょうか。ゴミを燃やして発電するのでゴミが足りない。もっとほしい。この話は、私たちが調査に行った施設で直接聞いている話です。

高効率発電は、発電効率を高めるため廃プラスチック等の熱効率の高い廃棄物の焼却量をいかに増やすかということを目指す施設です。東京都の廃プラスチックの焼却量の増大によって、CO₂排出量も大きく増えたという事実があります。

高効率発電を実施すれば、温室効果ガスが増加することは明らかです。これでは、温室効果ガスの排出量を削減しようとする政府の方針に逆行します。どのようにお考えかお伺いします。

(6) 広域ごみ処理施設と4市町関係部所の役割分担はどうなるのかお伺いします。

この中間報告では、ごみの減量化は平成40年度までに約20%削減、資源化は26%増加としておりますが、その根拠は何か説明を求めます。

石岡市の場合は、私が9月議会の一般質問で質問し、生活環境部長の答弁をいただいたのですが、その答弁の中身は平成40年度までに減量化の目標は家庭ごみが10%、事業ごみは3%というものでした。

あまりにも、これは違い過ぎるんです。どうしてこのように違うのか。あるいは、もの見方によっては、こういったごみ処理における課題なのか。この原因について答弁を求

めます。

さらに、広域ごみ処理施設は、ごみの減量化について集約管理して4市町に指示をすることができる権限を持つのかどうかお伺いします。

(7) アンケート結果にみる住民の分別化、資源化の意欲と土浦市の実践例に学ぶか否かお伺いします。

今回の霞台厚生施設組合が実施したアンケート調査の結果、これは10月15日付の市報に掲載されています。

『ごみを細かく分けて資源化することを、どのように考えていますか』という問いに対し、『積極的に推進すべき』が59.6%、『ほどほどに推進すべき』が32.2%で、合計91.8%になっております。

このアンケートの結果に、分別化・資源化について住民の皆さんが本当に強い意欲を持っていることが、はっきりと示されています。

そして、私は、ここに10月1日付の土浦市の市報をもって来ておりますけれども、土浦市で実施している燃えるごみを“生ごみ”と“容器包装プラスチック”に分別して、ごみの減量化・資源化に成功している例が分かりやすく記載されております。

私は、これに学ぶべきだと思います。

土浦市では、今年の4月からこれまで燃えるゴミとして扱われてきたものから“生ごみ”と“容器包装プラスチック”の分別を始めました。その結果、初年度は4月から7月までの4ヶ月平均で約25%を減らしていると書いてあります。そのデータも分かりやすく記載されています。

3市1町でも霞台厚生施設組合でも、このような取り組みこそ求められているのではないのでしょうか。見解を求めます。

(8) 広域ごみ処理施設の法令に基づく排出基準についてお伺いいたします。

排ガス測定はどうするのか。そしてどのようにチェックするのか。罰則規定はどうか。お伺いします。さらに現在の霞台厚生施設組合ではどこまで排ガスの排出基準を下げることができるのか。広域ごみ処理施設の排ガスの排出基準は、どこまで下げることができるのか。答弁を求めます。

(9) 建設候補地と福祉センター白雲荘の問題です。第10節62頁から63頁に記載があります。要するに現在の霞台の既存施設の隣に造りたい。現施設を稼働させていくと今利用できる敷地面積は約5200㎡。しかし、エネルギー回収型廃棄物処理施設を建設する場合には、少なくとも約10,600㎡必要で、足りないから高齢者福祉センター白雲荘の敷地7500㎡を壊して建設したいということです。

白雲荘は、建設して36年経って古くなったからちょうどいいじゃないか、という主旨のことも書いてあります。

しかし、ここは焼却熱を利用した温泉施設で、少し前までは宿泊もできたんです。今でも年間2万人の方が利用しております。私も訪問して、担当者から丁寧な説明を受けて来ました。緑の木々に囲まれ、春は桜が満開で大変すばらしいところです。

私の友人も、南台の運動公園で汗を流し、その後この施設を利用することを楽しみにしています。

高齢者の皆さんも喜んでお風呂に入って寛いでいます。

広域化だから潰してしまうというのは、これ酷い話ですよ。広域化は止めて、高齢者

福祉センター白雲荘は、必要な補修をして維持存続させるべきだと思います。

管理者の見解を伺います。

さらに、平成 26 年度霞台厚生施設組合決算審査意見書の 3 頁に、先ほど監査委員の方が読み上げましたけれども、次のような件があります。「福祉センター」つまり白雲荘のことなんですけれども「この存続の有無について協議を急ぐ必要がある。」、「新たに計画する施設においては発電施設を併設し、熱の有効活用と子育て支援に資するような方策を将来的に検討していただきたい。」と書いてあります。

この意見は、平成 26 年度の霞台厚生施設組合決算審査の意見としては、決算の範囲を超えており不適切です。

このことについて、同時に子育て支援に資するような方策とは、何を指摘されているんですか。このことを含めて管理者にお伺いいたします。

(10) 当初予算 132 億円の計画について、これはどこまで減らせるのか。また、3 焼却施設の解体費用等は、これに含んでいるのか、含んでいないのか、どのように考えているのかお伺いいたします。

(11) 中間報告検討資料の 22 頁。基本構想の位置づけの中に、『P F I 可能性調査等』というのがあります。私は、ちょっと驚くとともに今回の広域化を表すものとして非常に重大だと思います。

ご存じのように『P F I』とは「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略称です。P F I 法は 1999 年に制定され、その後数回に亘って改正されております。

この制度の特徴は、第 1 に民間には資金があり、経営能力も技術力もあるという前提で、できる限り公共事業の整備を民間業者に主導させようとしているところです。

しかし、民間資金は、融資により金利収入を上げるために投入されているものであって、住民サービスのための投資を目的とするものではありません。

第 2 に、地方自治体では、小さな政府への動きが行政改革を迫られ人件費等を削減する圧力を強く受けています。しかし、公共施設の建設については、小さくするのではなく、民間に設計・仕様・資金調達管理等を投じて推進し、民間の事業機会を確保するための法制度が設けられていることになります。

不要不急の公共施設建設を進めることにならないのか。設計・仕様・資金調達管理等を民間に任せることで、経費が反って増加しないか懸念されるものです。

管理者はこのような本質を汲み、全国的にも重大な失敗をした例がたくさんあるんですよ。大変なことになっております。こういうことを知ったうえで、今回の計画の中間報告に P F I の可能性を調査するということを書いたんですか。これ大問題ですよ。

管理者の答弁を求めます。

(12) これからのごみ処理焼却施設広域化スケジュールについて質問いたします。

特に市民から意見があるのは、もしそうなった場合の話ですけれども、2020 年、平成 32 年のオリンピックまでの工事期間は、人件費、資材等の高騰が予想されるので「この時期は避けるべきだ。」と思いますが、見解をお伺いいたします。

以上が、第 2 項目 基本構想の中間報告についての第 1 回目の質問です。

よろしくご答弁のほどお願い致します。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ただいまの小松議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、はじめに霞台厚生施設組合の規約は、3市1町の議会の議決を経て県知事と協議し決定されております。

共同処理する事務としましては、ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整に関すること。広域化計画に基づく施設の建設及び付帯する事務が所掌事務となっておりますことから、霞台厚生施設組合はごみ処理広域化を前提とした組織でありますことをご報告申し上げます。

まず、1点目のアンケートの公正さについてでございますが、ご説明申し上げた組合設立経緯にもございますとおり、アンケート結果をごみ処理広域化の推進に反映することを目的として実施しております。また、公正に意見を聴くために3市1町の人口比率に応じて、満20歳から80歳の住民の方3千人を無作為抽出しておりますので、公正さにかけるとは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目の広域化大型化の理由でございますが、ごみ処理施設は安定して稼働している必要があります。国県が示す通り、少子化やごみ減量化が進む中で、市町村単位ではなく広域圏で強靱な処理体制をとることが必要であること、さらに最大のメリットは市町村合併の名残もあり3組合3施設運転しているものを1施設に集約することが、維持管理経費の削減につながると期待しているところであります。また、基本構想では、3市1町が協調して地域全体の3Rの推進をすることとしていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3点目の15年間で90億円以上コスト削減できる可能性についてでございます。当地域の特徴として広域化を実施すると3組合の施設を1つに集約化できることがあります。国が示した長寿命化計画作成の手引きにおきまして紹介されております計算方法を参考に管内組合にヒアリングした結果や平成25年度の3組合に掛かった費用実績をベースに計算した場合、15年間で約240億円以上必要となります。

これらに対し、全国の施設建設事例における落札単価を基に試算した結果、比較的高いランニングコストを用いたとしても15年間で約150億円のランニングコストとなります。

240億円と150億円の差額、約90億円以上の効果があるとさせていただきました。この効果は、特に3施設を1施設に集約することと設計と工事施工、長期間の運転委託を一括発注すること等によりコスト削減効果が出ていると考えております。

4点目の県内、県外で長寿命化を実施している施設の例とそのための費用についてでございます。

長寿命化につきましては、工事費用のほか、計画策定事業等も発生しますが、工事費用については、土浦市が約2,300万円/t、竜ヶ崎地方塵芥処理組合が約3,200万円/t、つくば市が約1,870万円/t、牛久市が約1,000万円/tとなっております。

5点目のメリットデメリットについてでございます。

まず、経済性については、先ほどご説明申し上げた通り、15年間で90億円以上の効果が見込めると考えております。

次に、収集運搬費用についてでございますが、各市や組合が個別の計算方法を基に委託している経緯等があるほか、詳細はごみの分別収集体制や運搬ルート等が確定してから計算されることとなります。

ごみを焼却することによって生じる有害物質やダイオキシン対策、二酸化炭素対策につ

いてでございますが、施設規模が大きくなることにより、法規制値等もそれに見合った水準になります。また、プラントメーカーの技術革新も進んだことにより、より高い水準にて運用可能と聴いております。詳しくは設計等を実施するほか、生活環境影響調査を踏まえ検討していくことになります。

資源化面につきましては、資産が一元管理されることにより、リサイクル取引の相手方との取引性が高まるなどを期待することもできます。また、スケールメリットにより得た経費を用いて、新たな技術等に対する投資も期待できます。

ごみ発電とごみの減量化が矛盾するのではとのご質問でございますが、発電をするためにごみの量を増やしたりするわけではなく、再利用や再生利用を進めてもお燃やさざるを得ないごみを燃やしたときに発生するエネルギーの有効活用策のひとつとして発電が考えられておりますので、矛盾しているとは考えておりません。

6点目の広域ごみ処理施設と4市町担当部課の役割分担についてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では一般廃棄物の処理に関する計画の策定や収集、運搬、処分は市町村の役割としております。一部事務組合は地方自治法上、3市1町議会の議決を経た規約に定められた事務のみ権限が許されております。以上のことから、ごみ処理に係る基本的考え方は最終的に市町村単位で検討していく必要があるものの、ごみ処理施設管理者として、施設の安全、安定稼働の視点や効率化の視点から構成市町担当者と意見交換等を行いたいと考えております。

7点目のアンケート結果に見る分別化、資源化の意識と土浦の実践例についてでございますが、アンケート結果では、59.6%の方が積極的に推進すべきとしております。また、土浦市の生ごみのたい肥化や容器包装プラスチックに対するリサイクルも、ごみ減量化に寄与していると聞いております。分別化、資源化につきましては、3市1町の判断によるところもございまして、循環型社会形成推進基本法にもございまして、技術面、経済面で可能な範囲で費用対効果を見極めながら推進してまいりたいと考えております。

8点目の広域ごみ処理施設の法令に基づく基準につきまして、ばいじん $0.04\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下、塩化水素 $700\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ 以下、硫黄酸化物(K値=17.5)以下、窒素酸化物 250ppm 以下、ダイオキシン類 $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下となっております。新施設がどこまで下げることが出来るかについては、先ほども答弁させていただきましたが、プラントメーカーの技術革新も進んだことにより、より高い水準にて運用可能と聴いております。詳しくは生活環境影響調査の結果や、施設の設計を実施し、決定された内容を踏まえ検討していくことになります。

9点目の白雲荘の有無と子育て支援に資する方策でございますが、新しいごみ処理施設を建設する場合、白雲荘やその他建物が支障となる可能性もございまして、その際、新しい設備等が整備されることにはなりますが、まだ具体的なことは決まっておきませんのでよろしくお願いいたします。

10点目の132億円の計画について、どこまで減らせるかについてでございますが、施設規模が $220\text{t}/\text{日}$ 規模を想定していたことに対し、現在 $215\text{t}/\text{日}$ をベースに検討していることなど削減が期待できる要素もございまして、一方で東京オリンピック特需等により、建設費に対する見極めが難しい時期でもあります。具体的には、炉の仕様や施設配置等が決定しなければ試算できない部分もございまして、先進事例等を調査し、精査してまいりたいと思っております。

既存施設の取り壊し等につきましては、具体的には今後施設の計画等を進めていくなかで検討されることとなりますが、霞台厚生施設組合の旧施設は新しい施設が稼働する時期に合わせて取り壊すこととなります。金額につきましては、132億円のなかには入ってございません。

11点目のPFI可能性調査につきましては、従来の公設公営方式から民設民営、公設民営方式等を採用する際に、費用対効果が生まれるか試算するものでございます。一般的に設計と工事施工、長期運営委託を一括にて発注する方式を採用したほうが費用対効果は高いといわれておりますが、当組合にてどの方式がより効果が出るか分析するためのものでございます。

12点目のごみ処理焼却施設広域化スケジュールの主なものでございますが、今年度は、基本構想の内容を踏まえた地域計画を国に申請するほか、基本構想を年度内に策定する予定です。

平成28年度は、施設の概要を定める基本計画策定のほか、生活環境影響調査や地質調査等を実施する予定です。

平成29年度に開発行為申請や都市計画決定を行い、平成30年度に発注仕様書の作成を予定しております。平成31年度から3年間かけて工事を行い、平成33年度に竣工する予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 一応説明はしていただいたんですが、私の聞きたいことには答えてないところが多いですね。これでは答弁にならないですよ。

結局、3施設の健全度について、これまでも何回も聞いているんだけど、一切回答が出てきません。

こういうことをやってなければ、やはり広域化の前提が崩れますよ。そこが曖昧で、国が言っているからそうなるということでは市民は納得しないですよ。

そういうことが一つあります。

それから順に言っていくと、アンケートについては、先ほどのアンケート結果について、皆さんに一般に聞くわけだから、最初から広域化のために聞くなんてことでは、正確なことが聞かれないでしょう。そういう主旨のアンケートは駄目だということですよ。これを私は申し上げているんです。そういうアンケートのやり方自体が間違っているんですよ。それでは、公平な市民の意見が聞きとれないということを言っているんです。

それからいくつかあるんですけども、ちょっと順序が逆ですけども、オリンピックがどうのと言われましたけれども、だから言っているわけですよ。オリンピックを避けたらどうかと。

オリンピックの時期は高くなるということを使うんじゃなくて、市民から何でその時期にやらなければならないんだということが出てくるわけだから、そういうことを踏まえて考えなければならないわけでしょう。

ちょっと答弁が、全くこちらの聞いたことに対する答弁になっていないんですよ。

それから、いくつか2回目の質問をいたします。

先ほど私は、90億円減るということで人件費はどうなるかを聞いているんですね。

雇用が大事だからです。現在、正職員、非正職員、業者の方が何人いて、スケールメリ

ットで何人減るのか。そこのところが一切答えがないでしょう。

これは、実際に働いている人にとっては大変心配なことですよ。自分の働く先がどこになるのか分からないわけですから。そういうこともないようなことではだめなんですよ。説得力を持たないんですよ。これは、どうなっているのかお聞きしたいと思います。

それから、土浦市に行って現地調査して学んできたと言ったんだけど、これ全く答えがありません。これは石岡の市議会でも言っているんだけど、すぐ隣にあるんですから。非常に画期的なんですよ、25%も減るんですから。それで3市1町のゴミがどれだけ減るのか計算すれば明らかですよ。なぜ、こういうところへ行かないんですか。是非行ってもらいたいと言ってるんですが、この答弁もありませんでしたので、それも含めてお聞きしたいと思います。

それから私は白雲荘の問題についてお聞きしたいんですけど、費用対効果という考え方を優先すると、地方自治体が地方自治体でなくなるわけですよ。

地方自治法の第1条の2に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と書いてあるわけだから、本当に大事な皆さんが喜んで使っている福祉施設を失くすということは、地方自治法の趣旨に反することなんですよ。

これは、それを存続するためには、こういう広域の大型の焼却炉を造らなければいいんですよ。現在の範囲で造れば、はみ出る必要は無いわけで、そういうところが非常に矛盾してくるわけです。

こういうことについても、考え方の基本の問題で、是非、震台のことに関わる方々には私は大事なこととして考えるべきではないかということをお話させていただきます。

それから132億円ですけども、これは最近では文書から少しずつ消えてきていますね。

最初は、盛んに書いてありましたけれども。これはご存じのように、ひたちなか東海クリーンセンターのトン当たり6,000万円が基本にあって、単純に計算するとこういうふうになるんですけども、私が石岡で質問した場合にも、その条件によってこれは6,000万円を4,500万円に下げることが可能だというのが正式な生活環境部長の答弁でございました。

ですから、ごみの減量化が土浦のようにもっと進み人口が減ると、焼却炉の小型化がどんどん進んでいくと単価も減るわけです。

場合によっては、こういう大型施設を造らなくても、広域化をしなくても現有の施設をよく調査をして長寿命化を図ることで、対応できるのではないかと。

これは、やはり真剣に議論していないわけですから、これは議論しなければ話にならないですよ。こういうことを言わないで広域化だの大型化だのということは、これは本当に説得力がありません。

それから、解体費用についても入っていないということでお聞きします。

各3施設の解体は、それぞれが負担するということになるんでしょうけれども、しかし、この解体費用は、住民の側から言えば、いったいこれらのことについて、広域化・大型化して、今までの焼却施設は解体するとなれば、トータルしてどれだけのお金が掛かるのか。トータルしてどれだけの負担になるのか。ここが分からなければ、この広域化・大型化の本質的な問題点は分からないですよ、住民にとってみれば。

それは、霞台厚生施設組合の範囲内であって、それぞれ三つの施設でやって下さいということでは済まないですよ。そうでしょう。「解体は、我々はやらないから勝手にやってくれ。」では駄目なんですよ。

これは、相互に関連しますから、そういう点で解体をやった場合に算出してどれくらい掛かるのか。それと、霞台の 132 億円ですか。合すると幾らになって、これは、住民一人当たりどれくらいの負担になって、どうするかということが示されなければ、今回の広域化・大型化の議論というのは、全く説得力を欠くものにならざるを得ないと思います。

幾つかその他にもいっぱい聞きたいことがあるし、また答弁が漏れているものがいっぱいありますよね。非常に不十分な答弁でした。

これで2回目の質問を終わるしかないので、最後は、私が訴えたいことを述べます。

廃棄物処理を巡る問題は、住民の生命生存を巡る問題であるとともに、地方自治、民主主義の問題でもあります。国や県がこう言ったからではなく、3市1町がそれぞれ住民とともに自主的に自分の頭で考えて、立案し実行していくべきものだと思います。

まさに、街造りそのものだと思います。私は、これまでの答弁を聞き、その感を一層強くしました。今、住民自身がまだよく分からない、納得できない状況です。

議会レベルでも、霞台の議会として、この問題を本格的に議論するのは、これが初めてだと思うんですよね。議会レベルの議論の対策遅れです。

いたずらに、3市1町の広域化・大型化に突き進むのではなく、現在の三つの一部事務組合と焼却施設の基本的なあり方も視野に入れて、再検討すべきだと訴えるしだいです。

これらの問題について、管理者の答弁を求めて2回目の質問といたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） こんにちは。改めまして栗山です。どうぞよろしくお願い致します。

ただ今、小松議員から2回目の質問としていただきました事項について、重複する部分もあるかと思いますが、答弁申し上げさせていただきます。

まず、一番最初に申し上げたいことは、管理者のほうからも申し上げましたけれども、私共といたしましては、地方公共団体の責務といたしましてゴミをきちんと安定処理すること、安全に処理することを第1に考えてございます。

また、議員から先ほど指摘頂きましたとおり、地方自治法第2条第14項には「住民の福祉の増進に努める」ほかに、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と謳っております。

その中から、私共のほうで今回、広域化か長寿命化を検討するに当たりまして、第1点目の3施設の健全度について調査しているか否かの部分についてでございますけれども、法定点検といたしまして精密機能検査等は行っておりますが、例えば長寿命化の手引き等に基づくような長寿命化計画の策定等、経費を掛けての策定は行っておりません。

ただ、私共が広域化に歩んだ一つの理由として、後ほどの回答にも関係してきますが、先ほど来出ておりますとおり90億円という話がございます。

この根拠といたしておりますのが、特に顕著に現れますのがランニングコストの部分でございます。例えば、私共が平成25年度の実績、諸条件はいろいろあるでしょうけれども、ごみ処理に掛かる三組合の処理実績は、約16億円掛かっております。

これらに対して、後ほどの建設手法は未だ決定してございませんけれども、具体的には

P F I 可能性調査等を行ってですね、どのような運営体制がいいか決めることとなりますが、全国の先進事例では“DBO”という方式を用いている例が多くございます。

こちらは、設計と施工と長期間の管理委託をセットでお願いしているということございまして、恐らく自分たちで建てた建物について、20年間程度の維持管理を見込んだうえで建設若しくは維持管理の委託を請負っておりますことから、経費が削減できているものと考えてございます。

こちらの“DBO”方式による管理委託方式につきましては、全国の先進事例を見ますと単年度あたりの経費では多いところでも約10億円ということで済んでおりますので、やはり数億円の開きが単年度でも出るのではないかと期待しているところでございます。

先ほどからご指摘をいただいております132億円は、確かにひたちなか東海の事例を用いさせていただいておりますけれども、一例として同じくひたちなか東海の場合の運営経費は、20年間で約100億円。単年度換算ですと約5億円になってございます。

ただし、売電収入についてはメーカーに入るという条件になってございますので、諸条件は異なりますけれども、ひたちなか東海の事例も220トン規模でございますので、私共の方でも、だいたい維持管理経費の負担軽減のほうが目られることが期待できると考えてございます。

維持管理経費につきましては、毎年度発生することでございます。こちらは、ゴミをお持ち込みいただいた方の負担金のほか、最終的に住民から負担金として頂戴しておりますことから、ランニングコストを少しでも早く軽減できる方策は無いのか、例えば老朽化してきている施設について、いかに強靱かつ安定的に処理できる体制を採るか検討した結果、ごみの広域化のほうに進むべきではないかと考えたところでございます。

オリンピックを避けたほうが良いというご提案でございますけれども、ご指摘のとおり私共といたしましても、最少の経費で最大の効果ということが狙いとしてございますので、建設時期等については、若干変更する部分があるかもしれません。

現在のところで申し上げますと、東京オリンピックの影響につきましては、確かに建設費等が高騰している要素も見受けられるものの、一方では、ちょうど東京オリンピックが開催するような時期に建設のタイミングを考えている部分もございまして、さほど影響が無いのではないかとこの意見も出ております。

しかしながら、最大の効果といたしまして、毎年の維持管理経費に数億円の差が出るということになりますと、建設のタイミングを延ばせば延ばすほど各市、町の負担は増えることとなりますから、その点につきましては費用対効果を見極めながら適宜対応していきたいと考えてございます。

先ほどのアンケートについて、最初から広域化を聞くのはおかしいのではないかとこのふうなご指摘でございます。

こちらにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、私共といたしましては、各施設を引き続き運用した場合と広域化した場合、どちらのほうにメリットがあるかを考えた場合に、コスト面に置き換えますと、広域化をいち早く行ったほうが強靱な体制かつ住民の負担が軽減できるのではないかと考えて、各市・町の議会の議決を経て進めて来ております。組合規約のほうにもございまして、広域化に係る調整等が私共の所掌事務となっておりますことから、私共のアンケートにつきましては、広域化を進める上で

皆様の意見を聞いて参考とさせていただきたく、アンケート調査をさせていただいたところでございます。

それから、90億円の中に人件費についてどうなっているかについて答弁申し上げます。

90億円の根拠につきましては、先ほど申し上げましたとおり、私共のそもそもの実績や各組合に今後発生するであろう経費のヒアリング等をさせていただいた結果と先進事例の比較となっております。

具体的なコスト効果につきましては、来年度以降に予定されておりますPFI導入可能性調査や設計等が決まって初めて最終的に確定するものでございますので、明言できない部分もございますが、こちらは霞台厚生施設組合でございますので、霞台厚生施設組合の例で申し上げますと、現在のところ正職員が8名という体制でございますが、建設時期を34年ないしは33年ということになりますと、今のままで職員が推移しますと3名ないし2名になるということが予想されます。

一方で、各市町村や組合でも定数条例がございますので、職員の配置体制につきましては今後の運用方法を見定めながら、必要なスタッフ数をきちっと確保するような形の提案もされていくものと考えてございます。ただし、将来の運営体制が未だ決まってございませんので、今後の話しになるかと思っております。

続きまして、土浦市の事例について勉強すべきではないかというご指摘でございますが、

ご指摘いただきましたとおり私共は土浦市の方を拝見させていただきました。

確かに資源化や減量化のほうは、例えば生ごみを別途回収して水分を切って集めることによって、ごみの総量が減ったり資源化に回せるものが多々あったと聞いております。

一方で、生ごみやプラスチック関係を回収するためには、従来のやり方と違うやり方をしなければならないということもあろうかと思えます。

具体的には、土浦市の場合には回収のために車両を増車して回収をしております。そうすると費用も掛かってくることとなります。

先ほどの答弁の中にも入っていたかと思いますが、循環型社会形成推進基本法の中には技術面と経済面を考慮して可能な範囲で、まず始めには“再利用”，それから“再生利用”，それから“熱回収”，これはエネルギー回収ですね。発電や余熱利用で暖房等に使うことでございますけれども、最後にきちんと処分しなさいという優先順位になっているわけでございますけれども、各種手法等につきましては費用対効果等を見ながら自治体の責務として資源化や減量化に努めながらも、費用対効果が高いものを取捨選択することになるかと思えます。

続きまして、白雲荘を失くすということでございますが、こちらにつきましては、私共の協議の中でも、白雲荘を失くすことありきで検討しないようにということも踏まえまして検討してきた経緯がございます。

確かに基本構想中には、恐らく全国の事例を見ますと、白雲荘の部分が建設に支障が出る可能性があるということも出ております。

その際に、白雲荘を残して建てた場合とそうでない場合に、当然課題等がございます中で、もしかすると白雲荘等は壊さざるを得ないという苦渋の選択をする部分もあるかもしれませんというふうに書かせていただいておりますが、その点につきましては後々の頁

で、還元施設に対する考え方といたしまして地域の方々と話し合いをさせていただきながら今後整備をしますとさせていただいておりますので、今後皆様と協議をしながら決定していくものと考えてございます。

それから解体費用等についてでございますけれども、先ほどの白雲荘と類似する部分もございますが、最終的に霞台厚生施設組合の敷地内にどのように配置されるかは未だ決定してございません。

ただし、ご指摘をいただいておりますように、恐らく今回広域化を図りますと、今度の時には、例えば建替えとか長寿命化することになると思いますが、それらのローテーション等についてもなるべく無駄が出ないような配置を検討していきたいと考えてございます。

よって、その建物の配置によって施設の解体が必要か否か等も変わってくる部分もあるかと思いますが、最終的には既存施設については解体の方向に向くというふうに考えてございます。

詳細につきましては、先ほどご紹介させていただいた、例えば『地域計画』という国に交付金申請するものでございますと、132億円というのは基本的に本体工事を意識しているところでございますけれども、例えば設計の費用ですとか将来の解体がそのタイミングで入るということであれば、解体費用も見込んだ形での展開にさせていただくところでございます。

ご指摘のとおり、これらについての公開度という点につきましては、今回の補正予算に上程させていただいておりますとおり、例えば今後皆様のお許しをいただければ、ホームページ等を活用して色々な情報について公開して行きたいと考えております。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

〔暫し沈黙〕

○議長（山本進君） 小松君に申し上げます。次の質問をお願いします。

○5番（小松豊正君） 3項目目の質問をいたします。

住民本位の議論を保障するための要望でございます。

3市1町にわたる非常に広い地域の住民の方が関係する議論をしているわけでございまして、傍聴者がたくさん来ても大丈夫なように広い会議室等で会議をやってほしいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

これから、住民説明会が3市1町で行われますけれども、この案内等を見ますと事前に名前を届けるように書いてあって、このような事前登録制は止めて誰でも自由に参加できるようにしたらどうでしょうか。

来た方に書いてもらえばいいわけですから、予めどういう人が来るかチェックする必要は全くないわけですよ。こういうことをやれば参加者を減らすことになりますよ。

是非、こういうことは改めてもらいたいと思います。

以上で、3項目目の第1回目の質問を終わります。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） 3番目の住民本位の議論を保障するための要望について。傍聴者がたくさん来ても大丈夫なように、広い会議室の使用についてでございますが、お越しいただく多くの方々の利便性を考え、3市1町の間であります小美玉市役所の部屋をお借りしまして議会等を開催しているところでございますので、ご理解いただき

たいと思います。

また、住民説明会参加者の事前登録を止めて、誰でも自由に参加できるようにというご提案でございますが、幅広い皆様にご参加いただけるよう事前登録をせずに、当日お越しになった方につきましても、会場の都合にもよりますがご案内させていただいているところでございます。

事前登録をさせていただいている趣旨につきましては、会場や資料の準備、お住まいの地区を把握させていただくことにより、施設建設、検討に役立てたいとの思いからでございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） いま説明がありましたように、事前登録しなくても参加してもらってかまわないと言われました。ただ事前登録するのは、こういうことだと説明がありました。そうであれば、そういうことを私は止めたらどうかと思います。そのことを改めて言いたいと思います。

それから一番目のことについても、ここが距離的に中間にあるかもしれないけれども、やはりもっと広いところでやってほしいという気持ちもありますので、引き続きご検討をお願い致します。以上で、2回目の発言を終わります。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい、答弁させていただきます。

まず、2番目の事前登録を止めたらどうかというご質問でございますが、なるべくでございましたら開場の準備、資料の準備等もでございますので、できれば事前登録させていただければと思います。

また、最初の小美玉市役所の部屋を借りている都合上、広さに制限等がございます。そのようなことでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本進君） 15番・矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君） 15番・矢口龍人でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

1 ごみ処理施設整備アンケート調査報告書について、去る平成27年8月に霞台厚生施設組合による3市1町の市民町民に対するごみ処理施設整備アンケート調査報告書の質問項目の内容に極めて不適切な部分が多く且つ集計結果に不整合が見られることが、私をはじめ多くの市民の方々から疑念の声を受けまして、今般の質問をすることとなったものがあります。

その質問項目が不適切なものと考えられるものにつきましては、

① 多くの市民町民は、これまで更新計画の経過の説明や発電システムを含む焼却施設の専門的な予備情報を得られない中、市民は3広域組合統合による更新の必要性に対し素朴な疑問を抱いているにもかかわらず、既存の施設の老朽化という名のもとに使用不可という意味ではないにもかかわらず、耐用年数に近い年数経過により使用しており、誤解を招く表現をしていること。

広域化による施設の更新を前提としたアンケート内容となっており、長寿命化についての選択肢についての内容、設問、説明は一切記載がなかったのであります。

② 広域化により施設を更新することによって、コスト（税金支出）の縮小、省エネ、

環境負荷の軽減効果があるという統廃合ありきを前提とした一方的に決めつけの情報を流して市民をミスリードしている。市民が適切な判断をするために必要な情報、説明が不足していることにより、適切な判断が困難な状況を作り出しています。

③ 1の質問に加えて設問の23番で、ごみ処理施設が遠くなることによるデメリットをカバーするために、「処理施設が遠くなっても不便はない。遠くなってもコスト削減に繋がるのなら仕方ない。」という条件を付加して選択肢を限定している。

また、遠くなる施設に対し不便を解消する対策として、税金投入を講ずるべきとの説明を加えているが、これは不便による対策が広域化によるデメリットに対する必要経費として計上すべきものであり、コストの一部に換算されるべきものと考えます。

更に、自己持ち込みを念頭において遠くなると不便になることの設問がありません。

以上の内容から、ごみ処理施設が遠くなってもコスト削減ができるなら仕方ない。遠方になっても、これまで同様のサービスを提供するためのコスト増は見えなくした回答へ誘導し、過半数以上の多くの市民町民が統廃合による更新を容認、承認する回答へ導いているものであります。

このアンケート内容は、統廃合により経費節減を図ることができるものと言い切った内容を期待し、統廃合が市民町民にとってベストな選択肢であるかごとく、意図的に市民町民を統廃合する方向に誘導した内容であることは明白であります。

このアンケート内容についての見解並びにアンケート内容及び作成方法について、誰の責任、管理の下に作成されたものか、管理者、事務局に対しお伺いをいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ごみ処理施設整備アンケート調査報告書について答弁申し上げます。

まず、はじめに先ほどの小松議員の一般質問においても答弁させていただきましたが、霞台厚生施設組合の規約は、3市1町の協議と議会の議決を経て県知事の許可を受け決定されております。

共同処理する事務といたしましては、ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整に関すること。広域化計画に基づく施設の建設及び付帯する事務が所掌事務となっておりますことから、広域化を前提とした組織となっております。

ご説明申し上げた組合設立経緯を踏まえ、アンケート調査は将来に向けての住民ニーズを把握し、ごみ処理広域化の推進に向けた参考意見とすることを目的として実施しております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本進君） 15番・矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君） いま、調査の目的を事務局でおっしゃいましたけど、これは構成市町の住民のご意見や提言を施設整備を検討する際の参考とするためのアンケート調査ということですよ。広域化するためのアンケート調査ではありませんからね。そういうお話であれば、そういうふうなアンケートにするべきですよ。私は、ぜんぜんこの内容は違うと思います。

既存の施設の長寿命化やデメリットをカバーするための経費を含めた建設経費を精査対比しないままに、広域化によるデメリットをカバーするための必要経費を隠したまま経費削減に繋がるものと決め付けてアンケート調査を行ったんではありませんか。

無責任さを感じます。事後になって既存施設の長寿命化の経費と比較して広域化の施設

が経費削減に繋がらない。反って金利増や利便性が損なわれ、総合的に見て市民サービス低下となることが判明した場合、誰が責任を取るんですか。すべてこれ市民町民の税金で補うことになるんですよ。

もっと時間をかけて慎重に進めるべきと私はと思いますが、このアンケート内容を管理者は事前に決裁しておられますか、お伺いいたします。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） アンケート調査の内容については、事前に決裁をしております。内容については、今後もこの結果をもとに、新たな施設を住民とともに考えていく参考資料として、そのアンケート調査の項目を設定してあるということで決裁をいたしました。

以上でございます。

○議長（山本進君） 15番・矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君） それでは2番目に移ります。現有施設の老朽化に伴う広域化による更新を選択した根拠の説明責任についてであります。

① 施設の建物・焼却炉の耐用年数、使用可能年数を踏まえた老朽化の定義についての市民・町民に対する説明について。

現有ごみ処理施設の中で、建物と焼却炉の耐用年数、使用可能年数については、それぞれ大きく異なっております。

建物の耐用年数と使用可能年数並びに焼却炉の耐用年数と使用可能年数については、市民町民に対して十分な説明が必要かと考えます。

また、一般的に使われている老朽化という言葉、用語は、この施設の更新に当たっては老朽化した施設とした場合、使用が困難又は危険な施設との印象を与えてしまう恐れが十分考えられることから、むやみに使用することは避けるべきであり、使用に当たっては施設の耐用年数や使用可能年数等の内容を十分に説明した上で使用すべきであると考えます。

市民町民がアンケートに答えるために適切な判断ができる既存施設の説明が必要ではないかと考えますが、以上のことを念頭において分かりやすく説明を頂きたいと思っております。

② 現有施設の老朽化に伴う広域化処理施設の建設については、一つの施設に集約することにより既存の施設の長寿命化による運営より経費等の効率化が図れることが期待できるものとして更なる広域化の一部事務組合が立ち上げられました。しかしながら、長寿命化による運営を選択して実施している行政体が多くみられることや既存の施設の稼働年数が最大9年の隔たりがあることなど、本当に経費削減に繋がるのか、多くの市民・町民が疑念を抱いております。施設の長寿命化の経費と3施設統廃合による行政体が負担する初期経費・運営経費の負担金について、様々な観点からの具体的な比較検討がされずに、一般論としての広域化によるメリットを重視した解説に終始した説明になっております。

今後は、それぞれの自治体が市民・町民に広域化を選択した具体的かつ詳細な数字根拠を持って、説明する責任があります。同時に一部事務組合として、具体的緻密な計算に基づく比較検討を数字上で示し、市民・町民に説明するに十分足りうる根拠を示す責任があると考えます。さらにアンケートの実施に際しましては、広域化による経費削減の具体的な概算の必要経費を、長寿命化した場合と比較し、遠方の施設となっても既存の施設と同様の利便性が確保される経費を必要経費として捉えても尚且つ経費削減できることを示す

ことにより、初めて広域化によるメリットが多くの人々の理解を得られるものではないかと考えます。アンケート調査に当たっては、こうした条件を整理し住民に聞くべきではなかったかと思えます。拙速な判断で事業を進め、後日、市民町民の信頼を失うことがあってはならないと議員の一人として責任を感じているところでございます。

今後の対応計画について説明を願います。

③ 新治地方広域組合:20年、霞台21年、茨城・美野里組合29年とそれぞれ稼働年数に大きな隔たりがあり最大9年の稼働年月格差が生じております。

この経過年数9年の隔たりを同時期に同一施設に統廃合した場合、本来使用可能年月を経費負担として計算した場合、市民に対し経費負担を強いることになると思うが、市民に対しどのような説明をするのか答弁をいただきたいと思えます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、環境省が平成22年3月に策定したごみ焼却施設に関する長寿命化計画作成の手引き内に紹介されていることを参考にしながら答弁させていただきます。

全国のごみ焼却施設、炉の廃止時における供用年数はおおむね20年～25年で廃止を迎えている状況にあります。一方で施設の外わくは50年持つといわれており、20年～25年経過したことによって取り壊すことは無駄になるため、施設の一生に係る経費を試算の上、建て替えたほうが得か、改築したほうが得か検討することも重要であるとしております。

そのことに対し、県内でも土浦市や竜ヶ崎など議員ご指摘の通り長寿命化による運営を選択して実施している例もございます。

これらの先進事例は、当地域のように複数の組合や施設に対する集約化ではなく、従来から運営しているひとつの施設を建て替えるか若しくは改築するか費用対効果を見ながらどちらかを選択している状況になっておりますので、長寿命化の方がメリットがある場合も出てくるものと思われれます。

当地域の場合、市町村合併前の枠組みで運用していたこともあり、1つの自治体が複数の組合と施設を運営するなどの状況も発生しております。今後もこの体制を続け、維持管理経費を複数施設に投じるよりも、今のタイミングで施設を集約化し、維持管理経費の軽減につなげたほうが施設の一生にかかる費用も削減できると考えた次第でございませう。

また、施設建設時に活用が検討される有利な交付金や地方債等についても、人口50,000人または面積400km²以上の要件もあり、周辺市町村と協力してごみの共同処理体制を整え

ないと利用できない状況にもありました。

各施設の稼働年数の違いにつきましては、新しい施設の供用開始時期を平成34年度として考えた場合、すべての施設が25年以上経過していることのほか、現行体制において、各施設を運営し続けたほうが、かえって住民負担がかかると考えております。

その根拠といたしまして、先ほど小松議員に対し答弁させていただいたところでもございますが、広域化を実施した場合、15年間で90億円以上コスト削減できる可能性があると思っております。当地域の特徴として広域化を実施すると3組合の施設を1つに集約化できることがあります。国が示した長寿命化計画作成の手引きにて紹介されております計算方法を参考に管内組合にヒアリングした結果や平成25年度の3組合にかかった費用

実績をベースに計算したした場合、15年間で約240億円以上必要となります。

これらに対し、全国の施設建設事例における落札単価を基に試算した結果、比較的高いランニングコストを用いたとしても15年間で約150億円のランニングコストとなります。

以上を踏まえ、長寿命化した場合の維持管理経費約240億円と広域化した場合の維持管理経費約150億円の差額、約90億円以上の効果があるとさせていただきました。

この効果は、特に3施設を1施設に集約することと設計と工事施工、長期間の運転委託を一括発注すること等によりコスト削減効果が出ていると考えております。

以上のことについて、基本構想中間報告内で紹介させていただきました他、説明責任を果たしていきたいと考えております。

○議長（山本進君） 15番・矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君） 今の答弁ですと、繰り返し繰り返し同じ答弁になっているようなんですけれども、私はしっかりと現有施設を調査して示すべきだと思います。

何もぜんぜん悪いことじゃないと思いますよ、そのくらいの経費を各事務組合のほうで負担していただいて、それで現在の施設、プラントの状況等を精査して、それを基にして霞台の方で広域化に移るとというのが本来の姿じゃないかなと思います。

非常に、答弁としては情けない答弁だなというふうに思います。

茨城美野里組合については、猶予期間が少ないということでございますけれども、新治地方広域事務組合、霞台はまだまだ猶予期間が十分に残されていて、拙速に決定する必要はないんじゃないかと思います。

茨城美野里環境組合について余裕がないと言うのであれば、一定期間他の二つの施設で分け合って処理すれば足りることであり、拙速な判断、実施が結果として市民・町民への背信行為にならないよう十分な協議検討が必要ではないかなと思います。

それから3番に移ります。

循環型社会形成推進交付金についてであります。

① 交付金の要件について、ごみ発電システム施設以外で交付金が受けられるゴミ処理施設（付帯設備等を含む）はあるかお伺いいたします。

② 発電システムを付加した場合と付加しない場合の施設の初期投資及びランニングコスト、メンテナンス等経費及び耐用年数の比較についてお伺いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） 循環型社会形成推進交付金の概要について答弁申し上げます。

循環型社会形成推進交付金交付要綱にて、交付対象事業はマテリアルリサイクル施設、エネルギー回収推進施設、最終処分場、施設整備に係る調査、計画、測量、設計、周辺環境調査等に要する経費等が認められております。

また、この交付金を受けるためには、燃やさざるを得ないごみを燃やしたことにより発生するエネルギーを回収することが求められており、発電効率と熱利用の和をエネルギー回収率として計算することになります。

施設内外に熱供給を実施していない施設は発電のみで交付要件を満たしていればよく、また、発電していないが熱利用のみでエネルギー回収率を満たしている場合も交付金対象となります。

具体的な熱利用方法として、場外や場内の給湯、冷暖房などがあります。

発電施設を付加した場合と付加しない場合等における比較につきましては、来年度以降、施設の基本計画等を策定していく中で、施設の概要とともに検討されていくことになりますので、現時点においては、誠に申し訳ございませんが詳細データ等はございません。

○議長（山本進君） 15番・矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君） エネルギー回収施設、発電システム以外での交付対象については、先ほど言いましたマテリアルリサイクル推進施設や有機性廃棄物リサイクル推進施設等が

あるということがございますけれども、基本構想の策定に当たりましてゴミ発電によるエネルギー回収システムの採用を既に決定しているように伺っておりますが、交付金要件にはリサイクル推進施設等についても交付が受けられますので、リサイクル推進の観点からも付帯施設として調査検討の必要があると思っておりますが、先ほどお尋ねしました発電システムについては、現時点では明らかにできないという答弁でございますけれども、実施の最終結論を決定してからでは遅いのではないかと思います。経費が明らかにできない現時点で経費削減になると言い切るのは、何の根拠をもって判断しているのですか。

これは、メーカーやコンサルタントが言っている一般論ではないんですか。

現時点で、概算の経費が明らかにできないということは、市民町民に対し白紙の委任状に印鑑を押させるようなものじゃないですか。具体的な概算見積もりも調査に基づく比較検討もしなければ、本当の意味でのコスト削減に繋がるのか分からないというふうに私は考えるのが常套ではないんでしょうか。

他市の事例ですが、今年の3月に静岡県伊東市の環境美化センター更新改良整備工事が完成いたしました。この施設は、既存の焼却施設を稼働しながらリサイクル設備を新設し焼却施設への負荷を軽減する対策と資源ごみの有効活用によって交付金を受け取れます。

ごみ焼却設備は124トン、これは72トンの炉が2基で24時間稼働です。リサイクル設備が5.5トンで、この工事費が29億7千万円で循環型社会形成推進交付金を受けたとのこと。このような小規模な施設であっても、適切なゴミ対策をすることにより交付金の対象になっております。

こうした事例からも分かるように、経費削減と資源ゴミの有効活用が同時に適う事例があります。要するに市民町民の負託に応えるためには、様々な観点、視点から比較検討し研究精査することが求められているのではないのでしょうか。ご答弁いただきます。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） ただいま矢口議員からご質問いただきました事項につきまして答弁させていただきます。

前後するかもしれませんが、具体的な経費について詳細にわたって計算していないままで住民の方々にどうやって説明するのか。例えば、発電等についてもという点と資源ゴミについてでございます。

まず、始めに資源ゴミから答弁させていただきたいと思っております。

今回のごみ処理に関しまして基本構想を定めたなかでは、可燃ゴミ関係の取扱いのほかに、資源ゴミや中間置き場等について様々な観点から検討を加えております。

ただし、ごみ処理のなかで特に焼却炉につきましては、止めることが許されない施設で

もでございますので、まずもってそちらのほうを先行して工事をするべきではないかということもございまして、構想内には含めておりますが、まず焼却部分について先行して行うということでございます。ゆくゆくは、3組合で既に例えばペットボトルの置く場所とかその他資源ごみ関係についての取扱い施設がございまして、これらについては、今後の協議を経てどのような体制で管理をしていくかについては検討させていただきたいと思っております。

続きまして、具体的な経費、例えばその発電等につきましても詳細なデータがないままにどのように判断を求められるのかという点について答弁申し上げます。

先ほど、私どもの方から答弁申し上げたとおり、詳細につきましては施設の概要、設計等が決まりまして発電施設をどこまで求めていくかによりまして、どのような運営体制になるかが分かりますので、詳細な経費につきましては今後になってしまうことをご了承いただきたいと思います。

ただ、私どもが申し上げておりますとおり、私共の特殊性といたしまして3組合3施設を運営している状況もございまして、3施設を引き続き運営した場合のランニングコストの負担部分のほうが多いということを判断いたしまして、広域化ということになったわけでございます。

なお、参考まででございますけれども、この循環型社会形成推進交付金につきましては、先ほどの答弁にもございましたとおり、人口要件、人口5万人以上、または面積が400k㎡以上という要件がございまして、構成市町間のそれぞれの協力があって初めてこの交付金が獲得できるものでございます。

また、新築の場合のほかこの交付金につきましては、長寿命化をかけるときにも使うことができますが、長寿命化のときにもこの人口要件と面積要件が被ります。

さらに、追加で長寿命化の場合の要件としてございまして、CO₂の排出量を3%以上削減しなくてはならないというのがございます。

このCO₂を3%以上削減できない場合には、実際には例えば発電施設等を設けながらよりCO₂削減を上げる事例もございまして、その場合にはCO₂削減量20%以上等々

というような要件にもなってきますから、同じ交付金を使う観点からしてみれば長寿命化ないし広域化のいずれも建設のコストの部分については、極端な差異はないと考えております。特に先ほどから申し上げておりますとおり、私どもといたしましては3施設を運営しているという維持管理の経費の部分を集約化するということが一つ、それから設計から工事、将来の管理まで合せてセットで発注することで、経費削減効果がかなり見込めるのではないかという、そのコスト効果のほうにより重要ではないかということで今日に到りましたのでございます。

○議長（山本進君） 15番・矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君） そのコスト効果とか何とかと色々言いますけれど、そうであれば具体的にきちっと示すべきなんです。そんなに立派に3箇所を1つにすることで効果があるというなら、きちっと資料を出して下さいよ。

それがなくて、想像するような話なら、市民は納得しませんよ。私は、きちっと出していただきたいと思います。

次に、4 リサイクルの推進（3R）についてでございます。

① 生ごみ（メタンガス化、たい肥）、プラスチック（リサイクル）の分別等広域化に伴う3市1町の共通分別化・ごみ削減に向けて統一計画についての今後の計画について伺います。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） リサイクルの推進について答弁申し上げます。

ごみ処理に係る計画や収集、運搬、処分に関することは廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、市町村が決定することでもございますが、ごみの分別統一や減量化は組合として施設の管理面、または3市1町の経費負担削減につながる可能性も高いことから、引き続き先進事例等を調査し、3市1町協議の場でお示しするなど、より良い方向に調整できるよう努力してまいります。

しかしながら、生ごみやプラスチック類などをはじめリサイクルには経費がかかるものもございます。技術面、経済面で可能な範囲で費用対効果を見極めながら、調整してまいりたいと考えております。

○議長（山本進君） 15番・矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君） リサイクルの推進については、具体的にやるのかやらないのか、これはやるようなお話ですけれども。これまでの循環型社会形成推進の観点からも、同時にできなければ手遅れになるんじゃないかと私は思っております。

事後じゃ全くこれは意味が無いと思います。資源化率26%を掲げているんですよ。一方で焼却のための燃えるごみの確保とのバランスをどのように計画し実施しようとしているのか。矛盾した分け方になっていくんじゃないかと思えます。具体的にどのようにしてこの目標をクリアしていくのか説明をいただきたい。

それから、平成20年7月に第1回の循環型社会形成推進検討会が石岡市・かすみがうら市・小美玉市・茨城町・霞台・新治広域・茨城美野里の一部事務組合の事務担当者により開催となっております。平成25年1月の第4回会議までに広域化の検討がなされております。そのまとめとなる結果報告が出ておりますが、管理者、副管理者にこの報告書をご覧になったかどうかお尋ねいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

資源化と減量化について20数パーセントという具体的な目標のほか、発電等も踏まえてどのようにきちんとバランスよくやっていくかについて答弁申し上げます。

先ほどからの私どもの答弁にもございますとおり、資源化や減量化、更に発電等につきましては、循環型社会推進基本法に準えながら、費用対効果をみながら決定して行きたいと考えております。

まず、資源化と減量化の目標設定でございますけれども、こちらの計画につきましては、構成市町で「一般廃棄物処理基本計画」というごみの処理に関する計画を作っております。

直近の計画でもございますので、各市、町が掲げた目標を尊重しながら今回の計画になってございます。さらに減量化を進めると、3Rに矛盾しているのではないかという点についても合せて答弁させていただきたいと思えます。

ゴミを減量化すると、確かに発電効率等は落ちる部分もあるかもしれません。

ただ、ゴミにつきましては、当地域のゴミの三成分「水分、灰分、可燃分」を見極めて、必要なカロリーというものを探ったうえで詳細設計に入ってくることになるかと思いますが、当然ゴミの減量が進んでいくなかで、全てのゴミを燃やしたときに発電できるシステムを造りますという構成ではなく、その全てのゴミのうちいくつかのゴミを燃やしたときの熱を有効活用できるようなものを発電に回して、発電能力が15%になるように確保することになると思いますので、実際問題でいうと例えば平成40年のタイミングで4万5千トンくらいの処理量を見込んでございますが、例えば費用対効果を見ながら処理量が3万トンあたりのゴミを燃やしたときに発電効率が15%以上確保できていれば、そういう施策を展開するのも一つかと考えてございます。

いずれにしても、発電有りきや発電をすることのためにゴミを燃やすというわけではなく、バランスを見極めながら使えるエネルギーについては転換していきたいという考えでございますので、そのへんについては費用対効果を見ながら見極めながら考えていきたいと思っております。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） まず最初のリサイクルの推進、3Rの推進でありますけれども、ごみ処理施設を造るに当たっての一番基本となろうかと思っております。

これについては、出来る頃に進めては本当に手遅れになると思っております。私としては早いうちから手掛けていくことが一番だと思っておりますので、統一した共通の方向、統一計画が出来るだけ早い時期に確立されればと思っております。

それから、もう一つの循環型社会形成推進検討会の最終報告についてですね。これについては、私の就任前のことでしたので、それは見ておりませんでしたけれども、最近になってそれを目にする機会がございました。

○議長（山本進君） 副管理者・島田君。

○副管理者（島田穰一君） それではお答えをいたします。

ただいま管理者が答弁したとおり就任する前ということでございますが、私はそのとき副管理者として居ったわけでありますから、そういうなかで循環型社会形成推進検討会の報告書は、当然報告を頂いて見ているということでございます。

○議長（山本進君） 15番・矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君） 循環型社会形成推進検討会の結果報告については、ごみ処理の広域化に関して、関係市町及び関係一部事務組合で検討を重ねた結果について下記のとおり取りまとめたという報告書でございます。

（1）方向性については、結論に到った事項ということで、

- ① 生ごみ、木、草のリサイクル堆肥化に要する時間やストックするスペースも必要となるので、リサイクル施設として予定しない。
- ② プラスチック類のリサイクルについて、現在、新治地方広域事務組合で収集を行っているプラスチック類の収集も含め、プラスチック類は燃えるゴミとして区分する。（熱発電のため焼却）

このような記載がございます。以上のような2項目についてですね、循環型社会形成推進検討会の結果報告を見ると、本末転倒の検討結果になっていることがよく分かります。

ストックスペースが必要となるなら、堆肥化のリサイクルは予定しないことや現在、新治地方広域事務組合で収集して行っているプラスチックのリサイクルは、既に多くの自治体で行っているリサイクルをやめて、熱発電のための焼却とし燃えるゴミとして処理するなど本来実施しなければならない課題が蔑ろにされた報告がなされております。

これらの内容は、リサイクルの推進とゴミの減量化に積極的に取り組むこととし、一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進地域計画を策定しているなかであって、まったく方向違いの検討結果になっております。

現在、推進しようとしている統廃合による熱発電システムを導入するためには、障害となるものはすべて排除し、強引に押し進めようとしていることは、何を見ても明白です。

こうしたことがあってはならない。してはいけない。大変残念な内容であり、市民町民に対する背信行為と見られても仕方ない内容です。

以上、これまで様々な質問をさせてもらったなかで明らかになったことは、統廃合による経費削減に繋がるとのメーカーやコンサルの説明を鵜呑みにし、拙速にことを進めようとした結果の現われではないでしょうか。

このへんで地に足をつけて、既存の長寿命化を図った場合と統廃合による経費の対比をはじめ、様々な視点から検討協議を行い最終判断を下すべきだと思いますが、これは管理者にお尋ねいたします。

○議長（山本進君） 矢口議員に申し上げます。3回目の質問となりますので、質問は控えて下さい。

（「大事なポイントなのでお願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） 私のほうから、建設計画課長補佐・栗山君の答弁を求めます。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） 生ごみのストックスペースを確保するのが容易ではないのでやめるとのお話とプラスチック関係については燃やしたほうが効率的というのは本末転倒だという点についてご説明申し上げます。

先ほど来申し上げておりますとおり、費用対効果という話でございしますが、ここで一例申し上げます。

ごみを燃やした場合には灰が出ます。プラスチック関係につきましては新治の組合しか実施しておりませんので、私どものほうで答弁すべき案件ではないかもしれません。

例えば、ごみを燃やした場合に出た灰は、最終的には埋立地に最終処分をするか、もしくは、先ほど桜井議員からご指摘いただきましたとおり、リサイクルに回すためにアスファルトの資材等に使うために回します。

仮の話でございしますが、処理経費に対して新治の場合には一般的に2万数千円掛かっているものに対して、最終処分の委託費用が3万円、合せてトン当たり5万円くらい掛かっていることとなります。こちらをリサイクルに回すアスファルト等に使用すると、約6万円ということになります。一方でリサイクル品目による効果でございしますが、例えばペットボトルのように取引性の高いものにつきましては、一定程度回収をしてきちんと取引先のほうにお渡しすればするほど、潤うような状況にあります。

しかしながら、容器包装プラスチック関係につきましては、仕分作業の人員等もございしますので、今現在の処理料を計算しますと、トン当たり約20万円掛かっているような状況になってございます。

つまり、先ほど申し上げましたとおり、当然リサイクルに回せばリサイクル率の向上に

は繋がりますが、例えば灰をアスファルトに使用すれば6万円ですむものに対し、20万円掛かってまでなおやるべきか否かについて、今後費用対効果等を詳細に分析しながら検討する必要があるかと思ひまして、先ほどからリサイクル率の向上や発電等については、どちらの方が得か否か、リサイクル率の向上のほか経費の効果の部分につきましても見極めて、判断したいと答弁させていただいたところでございます。

(質問項目の5を残し、質問終了)

(議案質疑)

○議長(山本進君) 次に、議案質疑を行います。質疑は、通告の順にこれを許します。
5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 5番、日本共産党の小松豊正です。
通告しております議案第9号、平成27年度一般会計補正予算(第2号)について。
備品購入費864千円、ソフトウェア(ホームページ作成ソフトウェア購入費)についてでございますけれども、864千円の内容と施設広域化・大型化とどのように関係するのか、お伺いいたします。

○議長(山本進君) 次長兼総務課長・佐藤君。

○次長(佐藤博之君) ただ今の質疑について、ご説明申し上げます。

先ほど、提案理由の中で管理者から説明がございましたとおり、また一般質問の説明の中にもございましたとおり、広域化整備事業を進めるうえで随時情報の発信または受信できる環境が必要となることから、ホームページを開設することでインターネットを介した情報通信の媒体として活用していくものでございます。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 現状では、情報発信はできないということですか。

今は、どのようになっているのですか。

○議長(山本進君) 次長兼総務課長・佐藤君。

○次長(佐藤博之君) 現在、情報発信をする場合に構成団体4市町のホームページ等を利用させていただいていますが、それではスピード感にも欠けるし住民の声を直接受けるということが、なかなか難しい状態です。そういうところをカバーするため、今後ホームページを開設して住民とのコンタクトもスムーズにやって行きたいと考えております。

○議長(山本進君) 以上で、議案質疑を終結します。

(討論)

○議長(山本進君) 次に討論を行います。

討論は挙手によりこれを許します。

5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 今のホームページの件ですが、やはり住民の方に現在でもやって出せるわけですから、改めて広域化・大型化のためにこういうものを買うことはない。

まだ、出口に向けての方向性が確立されておりませんから私は賛成しません。

以上、議員の皆さんの賛同をお願いして反対討論といたします。

○議長（山本進君） 他にございませんか。ないようですので以上で討論を終結します。

（採決）

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

議案第9号・平成27年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第10号・平成26年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（山本進君） 以上で、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年度霞台厚生施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。長時間、たいへんご苦労さまでした。

午後12時38分閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議長 山本進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 小松豊正

署名議員 高安能久

